

優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築のため、意匠制度を強化する。

(1) 保護対象の拡充 【意匠法第2条、第8条の2関係】

✓ 物品に記録・表示されていない画像

例1) クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



例2) 道路に投影された画像



諸外国における画像デザインの保護

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
物品に記録・表示されている画像	○	○	○	○	○	○
物品に記録されていない画像	×	○	○	○	○	○
物品以外の場所に投影される画像	×	○	○	○	×	×

✓ 建築物の外観・内装デザイン

例3) 建築物の外観によるブランド構築
(代官山蔦屋書店)



多数の「T」字型のブロックを、全体として「T字」になるように配列することにより、特徴的な外観を形成。

諸外国における空間デザインの保護

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
外観	×	○	○	○	○	×
内装	×	○	○	○	×	×

例4) 内装デザインによるブランド構築
(auショップ池袋西口駅前店)

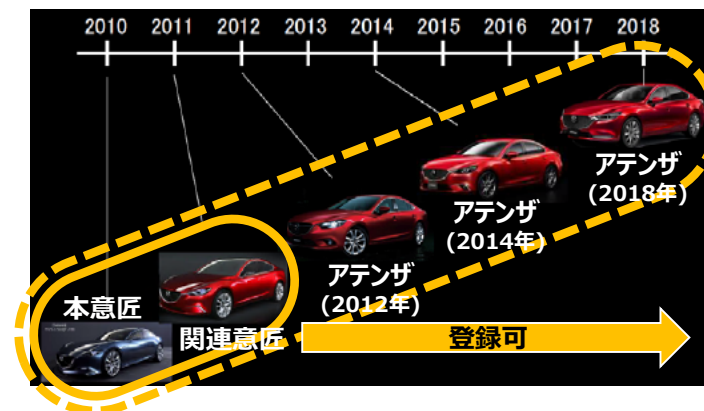


特徴的な形状のテーブルやカウンターなどを用い、それらの特徴が際立つ形で、全体的にオレンジと白の2色のみによる効果的な色彩を施し、統一感を実現している点が特徴。

(2) 関連意匠制度の拡充 【意匠法第10条関係】

✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とする。

- 本意匠の出願から10年以内であれば登録可
(これまででは8か月程度)
- 関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可



(3) 意匠権の存続期間の変更 【意匠法第21条関係】

✓ 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」にする。

諸外国における意匠権の存続期間

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
意匠権の存続期間	20年	25年	15年	25年	10年	20年
存続期間の起算日	登録日	出願日	登録日	出願日	出願日	出願日

(4) その他 【意匠法第7条、第38条等関係】

✓ 出願手続の簡素化

- 複数の意匠を一括して出願できる制度の導入
- 出願の際に基準とする物品の区分の廃止

✓ 模倣品対策

- 取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も取り締まれるようにする。



例5) 意匠登録を受けた美容用ローラー

現行 侵害品を構成するボール部とハンドル部を分割して製造・輸入等した場合、取り締まれず

改正後 一定の要件のもとで意匠権侵害とみなす

✓ 創作非容易性水準の明確化

✓ 組物の意匠の保護の拡充

✓ 手続救済規定の拡充